

三木市公契約条例 令和7年度 労働報酬下限額一覧表

(単位：円／1時間)

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特殊作業員	2, 7 8 0	高級船員	3, 5 9 0
普通作業員	2, 6 5 0	普通船員	2, 9 5 0
軽作業員	1, 8 4 0	潜水土	4, 6 4 0
造園工	2, 8 4 0	潜水連絡員	3, 3 3 0
法面工	3, 2 7 0	潜水送気員	3, 5 8 0
とび工	3, 1 5 0	山林砂防工	3, 3 5 0
石工	4, 2 6 0	軌道工	4, 7 9 0
ブロック工	3, 4 8 0	型わく工	3, 3 3 0
電工	2, 8 3 0	大工	3, 2 6 0
鉄筋工	3, 0 3 0	左官	3, 0 4 0
鉄骨工	2, 9 0 0	配管工	2, 7 5 0
塗装工	3, 0 8 0	はつり工	3, 4 1 0
溶接工	3, 5 8 0	防水工	3, 0 9 0
運転手（特殊）	2, 9 0 0	板金工	3, 3 1 0
運転手（一般）	2, 6 5 0	タイル工	2, 8 5 0
潜かん工	4, 1 6 0	サッシ工	3, 3 9 0
潜かん世話役	5, 1 9 0	屋根ふき工	3, 3 3 0
さく岩工	3, 4 2 0	内装工	3, 4 8 0
トンネル特殊工	5, 1 9 0	ガラス工	3, 1 5 0
トンネル作業員	3, 4 8 0	建具工	3, 0 0 0
トンネル世話役	5, 1 0 0	ダクト工	2, 9 0 0
橋りょう特殊工	3, 8 9 0	保温工	3, 2 6 0
橋りょう塗装工	3, 8 0 0	設備機械工	3, 1 5 0
橋りょう世話役	4, 7 3 0	交通誘導員A	2, 0 1 0
土木一般世話役	3, 1 9 0	交通誘導員B	1, 6 6 0

(注) この表に掲げる職種に該当する労働者等のうち、見習い、手伝いを行う者については、1, 1 2 0円とする。ただし、使用者が当該労働者等の合意を得た場合に限る。

なお、労働報酬下限額が兵庫県最低賃金の時間額を下回った場合は、該当最低賃金額とする。ただし、1 0 円未満の端数がある場合には1 0 円単

位に切り上げる。

2 対象委託契約

(単位：円／1時間)

労働報酬下限額
1, 1 2 0